

満洲国「帝位継承法」の研究

樋口 秀実

はじめに

王は「二つの身体」をもつ。一つは、王個人の「自然的身体」であり、もう一つは、王の王たるがゆえの「政治的身体」である。前者は、一人の人間としての可死的肉体であり、一般の個々人と同じく、幼年ゆえの未熟さや老齡ゆえの衰弱を伴う。一方、後者は、王国を構成する貴族や議会や国民とともに形成される不可死的身体である。それゆえ、後者における王は、国家という団体の「頭」とされ、それ以外の構成員は「四肢」とみなされる。さらに、後者では、個々の構成員の交代にもかかわらず団体自体は空間的かつ時間的制約を超えて連続し、王もまた王位継承により恒久的に連続する。その結果、過去から未来へと継続する一系列の王の集合が団体の象徴とされ、王のみで「政治的身体」を形成すると観念される。

王権のイメージをめぐる右の「国王二体論」は、個人としてのキリストと、神または神の代理人にして教会の長であるキリストとを区別して考える神学的概念が西欧の国家概念に流入して成立したものである。⁽¹⁾しかし、中国の皇帝を「天子」といい、近代日本の天皇を「現人神」というように、東アジアにも応用可能な概念である。本稿の

分析事例である満洲国においても、皇帝の「政治的身体」に関する概念が存在する。満洲国参議筑紫熊七は、同国の憲法制定に備えて一九三三年五月に作成した「憲法制度調査準則私案並説明」⁽²⁾のなかで「國家組織ハ皇帝、國民及五ニ獨立シテ相侵ササル行政、司法、統帥ノ三大機關ヨリ成ル」としたうえで、次のように敷衍している。

宇宙萬有類ヲ以テ體ヲ成ス如ク國家ハ人類生活ノ一單位ナリ體アレハ必ス中心アリ其ノ中心ニシテ不動ナレハ體必ス安定ス中心ハ其ノ無形ナルト有形ナルニ拘ラス不可侵の微妙絶對ノ作用ヲ有ス是レ天ノ道ナリ國家組織ハ類ヲ以テ體ヲ成ス國民ト其ノ中心トシテノ不可侵の皇帝トヲ根本要素トシ其ノ國家生活ヲ天意ニ導ク必須條件トシテ三大機關ノ對立ヲ要求ス

本稿は、この「国王二体論」を分析の糸口として満洲国の権力構造における皇帝の位置や役割を、皇帝と他の国家構成員との觀念上の相互關係に留意しつつ、考察する⁽³⁾。満洲国皇帝の愛新覺羅溥儀については、「日本に選ばれた傀儡たちのなかで溥儀より従順なものはいなかつた」⁽⁴⁾と論ずる研究者さえいるように、日本の対滿侵略を覆い隠すための存在と理解されがちである。しかし、こうした理解は、溥儀個人の物理的政治力の弱さと「政治的身体」を有する皇帝の不自由さとを混同している。王は、国家の「頭」として「四肢」である構成員の福利を第一に考えねばならない。それゆえ、神の恩寵を受けた王の行為は法や正義や理性に拘束され、退位の自由がないなど職務遂行や日常生活の面で制限を受ける。こうした不自由さのゆえに王は聖性を高め、構成員の敬意の対象となり、国家をまとめるための凝集力を發揮する。満洲国においても、組織法により皇帝が国家元首と定められ、その「政治的身体」に関する筑紫のような概念がある以上、皇帝個人の弱さよりもそれが有する聖性に着目し、満洲国という権

力体のなかでのその役割を評価する必要がある。

とはいえ、満洲事変勃発から満洲国建国までの経緯をみると、同国の建設は人造的かつ急造的性格が強い。満洲国皇帝の「政治的身体」をめぐる筑紫の概念が、同国の彼以外の政府官吏や「人民」⁽⁵⁾、または関東軍に即時に受容されたとは想像しにくい。王の「政治的身体」を形作るには、「四肢」となる構成員との一体化が必要である。満洲国皇帝の「政治的身体」も、統治の末端にある人民の心意こそ把握しにくいものの、少なくとも同国政府官吏の翼賛や関東軍の理解があつて、はじめて成立する。本稿は、皇帝の「政治的身体」がはたして形成されたのか、もし形成されていないとすれば、組織法に明記されないながら満洲国において事実上の「頭」としてイメージされたものは誰なのか、そのことから導き出される満洲国の団体的性質とは何かを分析する。

本稿は、その分析を次の手順で進める。

まず第一章では、満洲国元首の「政治的身体」に関する概念を建国当初から提唱し、同国の皇帝制度確立に大きな役割を果たした筑紫熊七の思想形成を跡付ける。それにより、筑紫が、満洲国皇帝にどのような役割を期待していたのかを明らかにする。

ついで第二章と第三章では、筑紫の概念が満洲国内で共有されたかどうかを探るため、満洲国協和会改組問題と帝位継承法制定過程を考察する。先行研究が指摘するように、協和会は、満洲国の建国理念である民族協和主義の宣布を目的とした団体である。⁽⁶⁾この主義は、満洲国の皇帝制度と相容れなかった。というのも、溥儀の皇帝即位は、五族のなかで彼の出身母体である満族を台頭させ、理念を空文化させるおそれがあったからである。⁽⁷⁾そこで、第二

章では、協和会の活性化を意図した一九三五年の改組問題を取りあげ、満洲国における同会の役割に関する国内各政治集団の意見対立、とくに関東軍「建国派」（後述）と同国日本人官吏との対抗をみることで、皇帝の位置付けをめぐる国内の相克を照射する。

さらに第三章では、一九三七年三月一日発布の満洲国帝位継承法（後掲【史料①⁽⁸⁾】）の制定過程を分析し、皇帝の「政治的身体」を形成するうえで重要となる皇帝の連続性、すなわち帝位継承問題が満洲国内でどのように議論され、その連続性が保証されたのかを考察する。さらに「帝位継承ノ資格者範囲⁽⁹⁾」を定める継承法は、満洲国皇帝の性格を規定し、それはまた彼を「頭」とする同国の団体的性質を決定する。第二章の成果を受けた第三章では、その範囲をめぐる満洲国政府内の日中両国人官吏間の対立を考察し、皇帝の役割や満洲国の特徴をよりいっそう明確にする。なお、満洲国の帝位継承問題に関連して従来注目されてきたのは、継承法発布直前の同年二月一七日に溥儀と関東軍との間で作成された非公表の「覺書」（史料②⁽¹⁰⁾）である。従来、この「覺書」は、その内容から、溥儀は自分の後継者さえ独力で決められず、満洲国の「傀儡性」を証明するものと判断されてきた⁽¹¹⁾。しかし、「覺書」作成時期から判断し、それは継承法と一対になってはじめて意味をもつものだろう。本稿では、前・後者を総合的に検討し、満洲国の帝位継承問題が同国の特質をどのように規定したのかを明らかにする。

本稿の最終的な目的は、満洲国皇帝という事例の分析を通じ、王の「政治的身体」が形成される際の特質を通時的・通域的に把握することである。その意味で、本稿は、満洲国を日本植民地史研究の枠組みではなく、国家形成史研究のそれとらえる試みである。日本の統治と現地民衆の反応とを最優先で解明しようとする日本植民地史研究で

は、国民国家の要素を十分に備えていない満洲国の「欺瞞性」や溥儀の「傀儡性」が強調される。しかし、前近代における国家形成の多くが神話的または断片的史料から類推して静態的にしか理解できないのに対し、二〇世紀に成立した満洲国は、その形成を豊富な史料をもとに動態的に把握できる貴重かつ稀有な例である。満洲国史研究の成果は、前近代の国家を対象とする歴史研究にも還元できると筆者は考えている。

一、筑紫熊七の経歴と思想

まずは筑紫熊七の略歴からみていこう。

一八六三年一月熊本県出身。八四年陸軍士官学校入学。八七年砲兵少尉任官。八九年陸士卒（旧九期）。一九〇一年東京湾要塞砲兵連隊大隊長、〇四年舞鶴要塞砲兵大隊長、〇八年重砲射撃校長を歴任。その後、一三年兵器局長、一七年重砲兵監、二一年技術本部長に就任。二三年予備役編入、最終階級は中将。二四年恢弘会副会長。三二年八月満洲国参議。三四年八月から三七年七月まで同参議府副議長。四四年一月死去。¹²⁾

この略歴からわかるように、筑紫は、陸軍省軍務局長や参謀本部第一部長のような省部の要職に就いた経験がない。むしろ彼の人生のなかで注目されるのは、予備役編入後、恢弘会会員としての啓蒙活動である。

恢弘会は、一九二四年三月二〇日、陸海軍の予備役將校約四〇名を中心に結成された国粹主義的団体である。理事の一人である陸軍少将木田伊之助によると、恢弘会創設の契機は、第一次世界大戦後の日本国内外における民本主義及び国際協調主義的潮流のなかで、「在郷軍人の悪化思想に感染することを防ぐと同時に、人心の覺醒と國

防の充實及教育の完成に餘生を捧げたらどうであらうか」と考えたことにある。このため、恢弘会の綱領を「明治大帝ノ御遺徳ヲ顯揚シ今上陛下ノ聖旨ヲ奉體シテ國民ノ精神ヲ作興シ時弊ヲ矯正シ以テ國體ノ精華ヲ發揮センコト」とし、その活動の重点を国防・教育方面の研究や宣伝に置いた。⁽¹⁴⁾ なお、会の名称は、神武天皇が発したとされる「天業恢弘東幸の詔」⁽¹⁵⁾に由来する。

筑紫は、恢弘会創設当時から会員で、まもなく副会長に就任した。⁽¹⁶⁾ 筑紫の活動は、明治天皇の「聖徳」を、有史以来の「天業恢弘」の歴史と重ねあわせて顕彰する点に主眼が置かれた。筑紫は、「明治の聖代ほど、天業の恢弘に成功した時代は少ない」とし、明治天皇のおかげで「國家の信用日に向上して、天業精神の理解も漸次世界的に普からん」と称賛する。こうした筑紫の歴史観は一九二〇年代後半の政党政治否定論につながる。「民意を國政の上に受納するのは天皇政治の根本」であり、明治天皇が帝國議會を開設したのも同様の趣意からである。しかし、藤原氏の摂関政治や江戸幕府のように、「古來補弼の重臣にして專横を極むる時は、天皇政治は一時其精神を發揮することは出来なかつた」。近年の国益を無視した政党の党利追求をみると、政党政治も「憲政の眞髓に觸れ得ない政治上の一時的過程と觀るのが私の持論」というのであった。⁽¹⁷⁾

一九二〇年代の國際協調主義とそれを日本国内から支えた政党政治の双方を否定する筑紫は、滿洲事変勃發後、これを全面的に支持した。筑紫は滿洲国建国前の一九三二年一月中旬、犬養毅内閣の外相芳澤謙吉及び參謀次長真崎甚三郎に対し、「帝國政府トシテハ此ノ建國運動ヲ公認シ尙進ンデ其大成ヲ助成スル途ヲ講スルノ要アラン」と説いた。さらに筑紫は新國家承認問題にも言及し、日本政府が「滿蒙新國家出生ノ第一日ニ於テ日滿兩者ノ國際關

係ヲ如何ニ律スベキカラ決定」し、両国間で関税同盟・幣制統一・軍事協力等に関する協定を締結する必要がある、と説いている⁽¹⁸⁾。これは、後日の日滿議定書に先行する発想である。

筑紫が満洲国参議に就任した経緯は、よくわからない。おそらくは、熊本県出身の筑紫が「上原閥」に属する点に関係がある。「上原閥」は、「長州閥」を主流とする明治・大正期の日本陸軍部内において、これへの対抗から、宮崎県出身の元帥上原勇作を中心に、九州出身の陸軍将官により形成された地縁的結合である⁽¹⁹⁾。その後、昭和初期に陸軍中堅将校の間で革新運動が盛んになると、「上原閥」の系譜は「皇道派」に継承された。それは、「皇道派」が「長州閥」の優遇人事に反対したこと、同派の領袖である真崎が佐賀県出身であることに起因する。筑紫が参議に就任した一九三二年八月当時の陸軍は、犬養内閣の陸相に荒木貞夫、参謀次長に真崎が就任するなど、「皇道派」全盛時代を迎えていた。同月、関東軍司令部で大きな人事異動があり、司令官が本庄繁から武藤信義に、参謀長が橋本虎之助から小磯国昭に交代した。このうち、佐賀県出身の武藤は「上原閥」に属し、同郷の後輩である真崎の信任が厚かった⁽²⁰⁾。筑紫は同年七月一日、「本書の要旨は大臣「荒木」筆者補註。以下、括弧内は同じ」にも御話置被下度」とする書翰⁽²¹⁾を小磯（当時、陸軍次官）に送った。そこには、「老生参議院入りの件過日大臣と會談之節外務大臣としての内田「康哉、七月六日着任」の腹を篤と慥かめ置度」と記され、筑紫が参議就任にさきだつて荒木と協議した旨が明らかにされていた。

満洲国参議としての筑紫の活動のなかで特筆すべきは、回国への帝政導入を積極的に推進した点である。その導入をめぐるのは、満洲国内でも賛否両論があった。関東軍司令官本庄、高級参謀板垣征四郎、参謀石原莞爾、同片

倉衷らの関東軍「建国派」は、同国を共和国化する方針をとった。「建国派」は、満洲国建国前後に主導的役割を果たしただけに、民族協和主義を絶対視していた。一方、執政溥儀や國務総理鄭孝胥らの清朝遺臣は早期の帝政導入を求め、満洲国内のみならず日本の政軍界にも熱心に働きかけた。一九三二年六月には、情勢視察のために来満した真崎を溥儀自らが歓待し、真崎を驚かせた。「皇道派」も、関東軍の「独走」を統御すべく、帝政を導入して満洲国に権力核をつくりだそうとした。⁽²²⁾

こうしたなか、筑紫は参議就任直後から「満洲国の建国は、天のなすところであり、日本の力ではない」と発言し、帝政導入を支持して鄭孝胥らに協力した。⁽²³⁾ 彼は、満洲国建国を「天業ノ大陸發展」とみなしていた。「天ハ何ノ爲ニ満洲國ヲ造ラネバナラナカツタカ」といえば、行き詰りをみせる現代世界において「人生一切ノ問題ニ新紀元ヲ劃シ、之ヲ以テ世界列國ノ良模範トシ、恒久永遠ノ平和ヲ建設セシメントスル」ためである。一方、「開闢以來此ノ天業ヲ以テ萬世一系ノ皇業、天壤無窮ノ國是」とする日本は、「満洲國ノ獨立ヲ尊重シ其ノ健全ナル發達ヲ促スハ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ基ナリ」と考えている。したがって、「日滿兩國物心和合ノ基礎工作ヲ完フシテ善隣修好ノ不可分の關係ヲ永遠ニ保有シテ兩國ノ天分タル平和建立ノ大使命ヲ遂行スル爲ニハ一國ノ元首ヲ或ル期間毎ニ交迭スルカ如キ天道背反ノ共和國制度ハ國際關係ノ日ニ險惡化スルヲ見テモ其ノ不適當ナルヲ知らネハナラヌ」というのである。⁽²⁴⁾

一九三四年三月一日、溥儀は即位典禮を挙行し、正式に帝位に就いた。筑紫はこれに関し、「帝制施行に就ても全く天意なり天命なり」とし、溥儀の即位を中国の天命思想と結びつけて解釈した。ただし、筑紫は、中国王朝時

代の皇帝制度を満洲国で再現しようとしたわけではない。「満洲國を一旦東亞の禍根より救出した以上再び還元して其の仲間入をせざるよう」にするためにも、「古來革命の因を爲せる君主獨裁の思想を排し帝室自ら深く戒めて帝徳の日に新たなること、帝權の立憲的發動とに依りて立派な國格を完成」させたいと考えていた。⁽²⁵⁾

しかし、筑紫の考えに反対する勢力が二つあった。一つは、民族協和の立場から皇帝権力強化に反対する関東軍「建国派」である。同派は、本庄の関東軍司令官離任に伴い、板垣が天津・欧州出張、石原が歩兵第四連隊長、片倉が第一二師団司令部付參謀に転ぜられ、いったんは失墜した。しかし、陸軍中央部で「皇道派」から「統制派」への権力移行が進むにつれ、その勢力を回復させた。一九三四年一月、片倉の義叔父である南次郎が関東軍司令官に着任した。これは、「皇道派」を嫌悪する南が「統制派」の指導者である陸相林銑十郎・陸軍省軍務局長永田鉄山と結託して実現した人事だった。⁽²⁶⁾ 同月、板垣も関東軍參謀副長に就任した。一方、片倉は、永田が參謀本部第二部長時代の一九三三年六月に「第二部ニ於テ尤モ重要ノ位置ヲ占メ永田部長ノ秘書タル觀有之候」⁽²⁷⁾とされた同部滿蒙班員に就任し、さらに南と板垣が渡満した一九三四年一月には、陸軍省軍事課滿洲班長に異動した。

筑紫と対立したもう一つの勢力は、「滿洲帝國の成立に清朝復辟の意義」を見出そうとする、鄭孝胥など清朝遺臣である。彼らは「旧朝廷を前清」、満洲国を「後清」とみなし、「稍々もすれば前漢後漢の如き觀念」に流れた。

一方、同国政府内の日本人官吏の多くは、「滿洲国は日滿合作を中心とし五族協和を経緯とする新しき国にて溥儀が全く新人として第一代となる事を根本觀念」とし、「清朝遺臣に猛省せしむるの要有之」と考えていた。⁽²⁸⁾ 筑紫も、帝政導入に賛成したものの、溥儀の皇帝即位儀礼のあり方をめぐり鄭と対立した。郊天祭祀など中国王朝儀礼の復

活を主張する鄭に対し、即位典禮実施のための「籌備委員会」の典禮部長となつた筑紫は、その復活に反対した。⁽²⁹⁾

二、満洲国協和会改組問題

協和会は一九三二年七月に満洲国唯一の政治団体として発足した。しかし、その設立直後に関東軍司令官と参謀長がそれぞれ武藤と小磯に交代すると、軍は協和会を軽視しはじめた。とくに小磯が協和会を「政治的団体たらしめず」⁽³⁰⁾との意思を示した結果、同会は満洲国政府に従属する宣伝教化団体としての性格を強めた。大正期に滿蒙獨立運動に関与した小磯は、「立憲王政」論者として満洲国への帝政導入を推進した。⁽³¹⁾

しかし、関東軍司令官に南が就任し、板垣も復帰すると、協和会の拡充がはかられた。一九三五年七月、協和会は正式名称を「満洲国協和会」と改め、「綱領」「章程」「工作方針」を定めた。この三五年改組の眼目は、関東軍・満洲国政府・協和会三者の関係を緊密化することだった。関東軍参謀長西尾籌造が陸軍中央部に報じたところでは、この改組により、協和会を「軍司令官ニ於テ更ニ掌握スル」とともに、会に服務する日本人職員を満洲国政府官吏に準ずる存在とし、「満洲国政府ノ施策ニ順應シテ民族協和上意下達ノ意上達ノ工作ニ任シ特ニ満洲國建國ノ精神ヲ明徴ナラシメ」るとした。⁽³²⁾したがって、前掲「章程」も、協和会を「政府と表裏一体」と位置付けた。

関東軍は一九三六年九月一八日、満洲国における協和会の立場や役割をいっそう明確にすべく、司令官植田謙吉（一九三六年三月六日着任）の名義で「満洲国協和会の根本精神」⁽³³⁾を発表した。これは、関東軍参謀辻政信が板垣や片倉と相談しながら起草したものである。それによると、満洲国の「建國精神の政治的發動顕現」は同国政府が

行うが、「其思想的、教化的、政治的実践」は協和会が担当する。協和会は「政府の精神的母体」である。満洲国政府官吏は「協和会精神の最高熱烈なる体得者」であらねばならない、というのであった。

さらに注目すべきは、右の「根本精神」の説明文としての性格を有する「満洲国の根本理念と協和会の本質」⁽³⁴⁾である。これもまた辻が起案し、板垣を通じて植田の決裁を求めたうえ、「根本精神」と同日付で調整し、軍関係者のほか、満洲国政府及び協和会幹部に手交した。それは、筑紫が唱えたような、天命による満洲国皇帝の即位という言説を、日本の天皇の意思「天意」と読みかえて解釈するものだった。すなわち、満洲国建国は「八紘一宇の理想を顕現すべき使命を有する大和民族の世界的発展過程」の一つであり、満洲国は「天皇を大中心とする皇道聯邦の一独立国家」である。満洲国皇帝は「天意即ち 天皇の大御心に基き帝位に即きたるもの」なので、「満洲国の宗主権は実質上皇道聯邦の中心たる日本 天皇」にあり、皇帝は「皇道聯邦内に於ける一独立国家の主権者」にすぎず、万一建国精神や天皇の大御心に反した場合「天意により即時其地位を失ふ」。一方、軍司令官は「天皇の御名代として皇帝の師傳たり後見者」であり、「天皇の大御心を奉戴し永久に満洲国指導の重任」を負う。とはいえ、軍司令官自身が政治や経済の細部にわたり指導を行うことは難しく、その直接的指導は満洲国政府官吏や協和会員が実施する。

以上のように、協和会の三五年改組には、満洲国の「眞の主権者」⁽³⁵⁾として関東軍司令官を位置付けようという「建国派」の考えが含意されていた。しかし、この考えは、満洲国政府官吏から「協和会至上主義」と非難された⁽³⁶⁾。筑紫も参議府会議の席上、「皇帝之面前にて、協和会の根本精神彈劾演説をやり、協和会ハ之を解消せしむるを可

とする⁽³⁷⁾と論難した。さらに「根本理念」の内容に猛反発したのが、総務庁長大達茂雄である。大達は、関東軍に反駁する意見書を植田に提出し、辞職した。これは、関東軍司令官を天皇の名代とするのは越権行為であること、満洲国の主権者としての皇帝の地位は不可侵であることを主張したものである。つまり、満洲国は「易姓革命の思想を排して、帝統相承の制度を樹立し、其處に國礎を築かん」としているにもかかわらず、皇帝の廢位を予想し、それを軍司令官の認定で行うのであれば、皇帝は「表面を糊塗する爲の傀儡」にすぎなくなるが、こうした欺瞞は絶対に許されないとした⁽³⁸⁾。

満洲国皇帝の位置をめぐる関東軍「建国派」と同国政府官吏との考え方の違いは、民族協和をいかなる意味で捉えるかの違いに由来する。前者は、民族協和を多民族間の協力の意味でとらえた。それは、世界最終戦論を唱えた石原莞爾の思想に代表されるように、将来の対米・対ソ戦に備えてアジア全域に日本の勢力を拡大するにあたり日本人と各地の諸民族との協力が必要となるが、満洲国はそうした協力の模範例になると考えたからである。石原の一九三二年八月二三日付「滿蒙計略ニ関スル私見⁽³⁹⁾」は、「世界ノ大勢ハ世界文化統一ノ為日米間ノ最終的決勝戦」に近づいているが、「我滿蒙計略ハ此ノ決勝戦ノ第一歩」であり、日本は「東亞諸民族ヲ率キキテ此ノ大事業ニ参加セシムルノ抱負」がなければならず、「徒ニ眼前ノ小利ニノミ走ルコトナク日支親善ノ基礎タルヘキ日滿協和ニ根本着眼ヲ置カサルヘカラス」と論じている。したがって、「建国派」にとつての満洲国とは、日本人による「異種民族の統治」の場であり、在満日本人の存在は中国史上のいわゆる征服王朝の支配民族になぞらえられた⁽⁴⁰⁾。それだけに、満洲国の主権者は皇帝ではなく天皇の代理人である関東軍司令官となり、異民族統治を円滑に行うために

も「民間機関として協和會⁽⁴¹⁾」が必要だとの論理になった。

他方、満洲国官吏の多くは、民族協和の意味を、同国内の諸民族が皇帝を中心に融合し、やがて民族の枠を超えた「満洲国人」に変質するものととらえた。それは、皇帝を国家統合の象徴としての「頭」に戴き、人民を「四肢」とする権力体を創成する発想である。元満洲国侍従武官・同国軍中将石丸志都磨は、一九三九年一二月に執筆した「満洲建国ノ真髓強化ニ関スル意見⁽⁴²⁾」のなかで次のように述べている。満洲国に關して「日滿兩國官民ノ大部ガ終局ノ完成ト過程ノ現象トヲ誤認シ建国ノ真髓ト之ニ到達センカ為メニ採ル一時ノ方便トヲ混同シアルニアラサルカヲ疑フ蓋シ民族協和ハ過程ニシテ終局ハ滿洲一民族化ノ完成ナラサルヘカラス」。満洲国は、右の「過程」において日本の指導を受けることもあるが、「其窮極ハ日本皇室ト特殊關係ヲ有スル現帝室ヲ無窮ニ仰キ日本語ヲ國語トスル新滿洲民族ヲ以テ構成スルニ至ラサルヘカラス先住スル滿、漢、蒙、鮮、露民族ト等シク祖國日本ヨリ移動シ来レル日本民族亦是等ト一團ト成リテ新滿洲民族タラサルヘカラス」。

結局、一九三五年改組を通じて関東軍・満洲国政府・協和会の「三者一体⁽⁴³⁾」化をめざした「建国派」の試みは、同国政府官吏の反発を受け、挫折した。これにより、関東軍司令官を満洲国の事実上の主権者として位置付けようという軍や協和会の目論見も崩れ去った。その後、協和会は、日中戦争下において満洲国でも総動員体制が整備されるなか、人民組織化のための団体と化し、政府に従属する傾向が強まった。

三、帝位繼承法の制定

滿洲国において帝位繼承問題に関する本格的論議が開始されたのは、一九三四年三月一日の帝政実施後である。

この実施と同時に政府組織法が組織法と改められ、その第一条「滿洲帝国ハ皇帝之ヲ統治ス」の付則として「帝位ノ繼承ハ別ニ定ムル所ニ依ル」と記されたからである。それ以前の政府組織法は、執政の選出または繼承方法に言及していなかった。⁽⁴⁴⁾同年四月、陸軍省から滿洲国の「帝族及帝位繼承法規定制」に関して検討を求められた総務庁は、関東軍と協議のうえ、「帝位繼承ノ順序及帝族ニ關スル點ヲ一括規定シテ之ヲ帝室大典」と名付け、「統一セル法典」として發布する方針を示した。⁽⁴⁵⁾そのうえで、同庁は、帝室大典作成時の留意点として左記の二つをあげている。それらは、後日、帝位繼承法制定をめぐって滿洲国内各政治集団間、とくに同国日本人官吏と同中国人官吏のうちの清朝遺臣との対立点になったものである。⁽⁴⁶⁾

第一に、「直系尊族ヲ特ニ勅旨ニ依リ帝族ノ班ニ列シ得ヘキ餘地ヲ認ムルコト」。これは、溥儀の実父である醇親王載灃を念頭に置いてのことである。ただし、実際の帝位繼承法作成過程では、醇親王を帝族に加えるかどうかは、溥儀を滿洲国の始祖とするかどうか——いいかえれば、滿洲国を清朝から断絶した存在とみなすかどうか——の立場と密接に関わり、大きな問題となった。

第二に、「第一世皇帝（溥儀）ノ子孫皆在ラサル場合ハ第一世皇帝ノ弟（溥傑）ニ皇位ヲ繼承セシムルコトヲ此ノ際認ムルコト」。これに関しては、滿洲国帝位の連続性を確保するためにも「清朝以前ノ賢子繼承制ヲ踏襲シテ其

ノ間ニ各種策謀ノ餘地ヲ残サンヨリハ寧ロ帝位繼承ノ順序ヲ明定シテ帝位ノ安定ヲ圖ルニ如ス」と考える。しかし、現時点で溥儀に子供はなく、しかも「皇弟ハ資性英明ニシテ萬一ノ場合ニ於ケル好箇ノ後嗣適格者ナリト信スルヲ以テ此ノ際之ヲ明定シ置キ萬一ノ場合ニ於テモ毫末ノ疑義ヲ殘サシメサルヲ最良ト信ス」と説明されている。溥傑を皇位繼承資格者に含めるかどうかは、日本の皇室典範に倣って帝位繼承法に盛り込まれた「万世一系」思想と関連し、満洲国内でも意見が分かれた。

関東軍を通じて総務庁の方針を知った陸軍省は、それへの返答⁽⁴⁷⁾のなかで右の方針に同意しつつ、重要な提案を付加した。それは、皇室典範第七章「皇族」の内容をみても、帝族の範囲を確定するためには多くの条文を作成する必要があり、「此ノ際ノ處置トシテハ帝位繼承令ノミヲ制定シ帝族ノ範圍ハ繼承令ニ關聯スル第一世皇帝ノ弟及其ノ正配ノミヲ適宜ノ形式ニテ規律シ以テ現皇帝ノ親族關係者ノ策動ヲ防止」せんとするものであった。この当時、旧清朝皇族が少なからず存命し、溥儀の子供が誕生しない場合、その後継者をめぐって彼らが暗躍し、満洲国が清朝復辟とみなされるおそれがある。そこで、陸軍省は、帝室大典から帝位繼承事項を分離して先に法制化し、帝族の範囲も極力限定したうえ、皇室典範に規定される即位や立后などに類する問題は、満洲国では、後日作成すべきだと主張した。

しかし、関東軍は陸軍省の意思に反し、一九三四年二月、「帝族の範囲を定める」帝族令及帝位繼承⁽⁴⁸⁾を含めた帝室関連事項を一括審議する帝室大典委員会を満洲国政府内に設置する意向を示した。この委員会は、宮内府大臣沈瑞麟を委員長（のちに熙洽に交代）とし、同次長入江貫一、尚書府大臣袁金鎧、参議筑紫熊七、同胡嗣瑗、民政

部大臣臧式毅（のちに呂榮實に交代）、財政部大臣熙洽（熙の委員長昇格に伴って外交部大臣張燕卿に交代）、最高法院長林燦、総務庁長遠藤柳作（のちに大達茂雄に交代）を委員とする計九名から構成され、これに総務庁次長大達茂雄（大達の総務庁長昇進に伴い神吉正一に交代）を長として計七名の幹事（日本人官吏六名、中国人官吏一名）からなる幹事会が付随した。⁽⁴⁹⁾陸軍次官橋本虎之助（一九三四年八月一日着任）は、帝位継承法を先に制定する意見に変わりはないとの反論を寄せ、さらに委員選定基準が明確でなく、胡嗣瑗のような人物が含まれることに疑義を呈した。清朝遺臣で、満洲国建国後は執政府秘書処長から参議に転じた胡は、溥儀の側近中の側近であり、陸軍省は「現皇帝及其周囲ニ潜在スル清朝復辟ノ思想ニヨリ新興満洲國帝室ノ眞意義ト其使命カ歪曲」されると危惧したのである。⁽⁵⁰⁾しかし、帝室大典委員会の構成に変更は加えられず、一九三五年二月二日の第一回委員会から審議を開始した。⁽⁵¹⁾

ところで、帝室大典委員会開催にさきだち、複数の満洲国政府要人は、帝室大典の私案を起草していた。これらの案の特徴は、帝室関連事項全般を取り扱っている点にある。帝室大典委員会に関する関東軍の前記の意向も、満洲国政府内のこうした動きに影響されたものだと思う。たとえば、鄭孝胥と沈瑞麟は一九三四年一月一日に関東軍司令官菱刈隆（一九三三年七月二十九日着任）を往訪し、「帝室大典の草案」を示した。⁽⁵²⁾この案の詳細は不明であるが、一九三五年一月に鄭が南との会談のなかで明かしたところによると、同案は、満洲国帝統が「万世一系」であること、皇后以外に立妃すること、帝族の範囲の三点を骨子とする。⁽⁵³⁾さらに鄭は、この会談の席上、彼以外にも宮内府次長入江や国務院が大典案を作成していると語っている。⁽⁵⁴⁾一九三四年八月に筑紫が林宛書翰において述べたところでは、満洲国政府内には、翌年の溥儀訪日を控え、憲法とともに帝室大典を早期に制定して皇帝の地位を

確立し、国礎を強固にしたいとの思惑があった。⁽⁵⁵⁾ 筑紫もまた、同年四月上旬に「帝室典範第一稿」⁽⁵⁶⁾と題する私案を起草している。この案は、「帝位繼承」「踐祚即位」「皇族」「尊號」「敬稱」「成年立后立太子」「攝政」「師傅」「帝室經費」「世傳御料」の計一〇章からなる。筑紫自身が「帝室ニ關スル一切ノ事項ハ帝室典範其ノ他特別ノ典令ニ依リテ規定セラルヘキ」⁽⁵⁷⁾であると述べているように、各章の名称が皇室典範に倣っていることからみて、これを満洲国帝室に援用したものである。

帝室大典委員会は、前述の第一回から一九三六年二月一日の第八回まで開催された。このうち最初の三回は会議規則の審議が中心であり、「帝室大典ニ規定セラルヘキ内容」に関する討議は一九三五年一月一三日の第四回委員会から開始された。ただし、第一回の冒頭で委員長沈瑞麟が述べた「開會ノ辭」は、筑紫など日本人委員の反発を買った。このなかで沈は、「帝室大典ハ乃チ一朝ノ家法ナリ」とし、「我國宗法禮經具サニ精義有リ。凡テ郊祀ノ典。宗族ノ誼。婚姻ノ制ハ皆之ニ依リテ定マル」と述べ、中国王朝時代の旧慣を成文化することが大典制定の趣旨であるとの考えを示した。⁽⁵⁸⁾ 沈はさらに第二回の席上、各委員の参考のためとして「帝室大典私案」⁽⁵⁹⁾を配布した。その内容は詳らかでないが、おそらく鄭孝胥とともに作成した前掲「草案」と同じものだろう。筑紫はこれに対し、第二回（一九三五年三月二八日開催）と第三回委員会（同年六月二七日開催）の席上、「委員長ノ開會ノ辭ニ於テ何カ滿洲國ハ從來ノ因縁ニツナガリ居ルヤノ趣旨ノ語句アリ」とし、「我滿洲國ハ新天地ニ發生シ、皇帝陛下モ新タナル天命ニヨリテ、帝位ニツカレタルモノナルニツキ斷ジテ清朝ノ復辟トミルベキモノニ非ズ、從テ、帝位繼承ノ方法等ニツキ何等定マレル所ナシ」と反論した。

帝室大典制定をめぐる沈瑞麟や鄭孝胥などの清朝遺臣の攻勢を受け、満洲国政府日本人官吏は、彼らの動きを封ずる策に出た。日本人官吏側は、陸軍省に同調して帝位継承法制定を先行させるだけでなく、帝族令の制定も後回しにしようとしたのである。まず帝室大典委員会幹事会は第一回委員会終了後の一九三五年三月、全十条からなる帝位継承法草案（以下、幹事会案）を作成した。幹事会は同案作成に際し、「帝位継承ニ関スル件ヲ大典ヨリ切離シ帝位継承令トシテ制定セシムル趣旨ノ基ニ研究」し、「追テ帝族ノ範圍ニ就テハ別途研究」するとの立場をとった。⁽⁶⁰⁾さらに、幹事長大達は第三回委員会のみで議事の進行方法に関する提案を行い、委員会の了承を得た。それは、「帝室大典ノ全範圍ニ亘リテ完結スルマデニハ相當ノ日子ヲ要スルヲ以テ一問題毎ニ委員會ニ提出シ例ヘバ帝位継承法ナラ帝位継承法ヲ單獨ニテ審議シソレガ決定ノ上次ノ問題ニ移ルト云フ風ニ進メ度シ」というものであった。筑紫も幹事会を支持し、「議案ノ準備ハ幹事長及幹事協議ノ上爲スベキモノニシテ、右以外ノ方法ニテ準備サレシ案ガ委員會ニテ配布サルルハ穩當ニ非ズ」と主張した。その結果、幹事会案は一月一三日開催の第四回委員会に提示され、継承法作成のための叩き台となった。⁽⁶¹⁾

第四回帝室大典委員会以降、帝位継承法をめぐる審議のみで最も難航したのが、皇帝とその兄弟すべてに子孫がないとき皇帝の伯叔父とその子孫に帝位を継承する、と定めた第六条であった。この条文に関する日中西国委員の対立点は、帝位継承時に「上ニ遡ツテ傳フルハ合理的ナリヤ否ヤ⁽⁶²⁾」にあった。中国人委員は、中国の「在來ノ習慣ニ依レバ下ニ傳フ所謂昭穆」が適當であるとし、伯叔父の子孫のみに帝位を継承すべきだと主張した。昭穆は元來、廟の順位をさし、中央に位置する太祖の廟の後に父を左側の昭、子を右側の穆、孫を昭、曾孫を穆というよう

に交互に列を定めて祭り、新死の廟ができて廟次は遷つても、その列は変わらなかつた。⁽⁶³⁾これには、宗族内の父子・遠近・長幼・親疎の順序が乱れないようにする意味があり、胡嗣瑗の説明によると、「帝位ノ外ニ家柄ヲモ傳フルモノナレバ昭穆ノ法ヲ可トス」というのであつた。一方、日本人委員は、宗法主義を主張する中国人委員とは対照的に、「歐洲ノ例」に範をとるといわれる血統主義、すなわち、帝位を「最モ親等ノ近キモノヨリ傳フルヲ本筋トスベキ主義」をとつた。第四回委員会に入江貫一が述べたように、「帝位ノ相續ハ私ノ家相續ニアラズ、公ノ事ナリ」とし、「帝位ニ即クハ皇帝ニ最モ近ク國民ノ尊敬スル者ナルヲ最モ適當トス」としたのである。⁽⁶⁴⁾

ところが、日本人委員の主張する血統主義には矛盾があつた。日本側は、帝位継承法第一条に規定されたように、「万世一系」思想に基づき、「第一世皇帝」である溥儀の子孫だけに満洲国帝位を「永世」に継承させ、清朝との断絶を示そうとした。⁽⁶⁵⁾これに従えば、将来検討が予定される満洲国帝族の範囲に、醇親王はおろか、溥傑さえ含まれない。他方、溥儀に子供がないという現実のもとで第六条を字義通りに解釈すれば、満洲国の帝位継承資格者は存在しない。このため、一九三六年四月一六日開催の第五回帝室大典委員会で胡嗣瑗が述べたごとく、中国人委員からは「血統主義必ズシモ弊害ナキ能ハズ」といわれ、「今上陛下ニ子ナキトキノコトモヨク注意シテ其ノ規定ヲ置クベキナリ。其ノ際ハ結局帝弟ニ之ヲ傳フルノ外ナカルベシ」との主張に根拠を与えた。⁽⁶⁶⁾

第五回帝室大典委員会終了後の一九三六年八月二〇日に板垣が陸軍次官梅津美治郎（同年三月二三日着任）宛に送つた電報によると、帝位継承法をめぐる委員会の審議状況は、「滿人側ハ第三回迄ハ單ニ字句修正ノミニ止マリシ」も、第四回以降「皇帝ニ帝子無キ場合ノコトヲ先決問題トシテ規定セサレハ繼承令ノ審議ニ應スル能ハサル旨強調

シ之ニ對シ日本側ハ帝位繼承令ノ根本精神ヲ主張シ彼等ノ反省ヲ促シツツアリ」となつた。⁽⁶⁷⁾ 關東軍はこの狀況を受け、「帝位繼承令ヲ帝族範圍ノ決定ト切り離シ制定」するといふ滿洲国日本人官吏側の方針を支持した。さらに板垣によれば、溥儀もまた以上の方針を了承済みと云つた。

皇帝ハ目下審議中ノ帝位繼承令制定ノ根本精神ヲ完全ニ了解シ帝子無キ場合其後繼者ヲ本令中ニ制定スルハ現 皇帝ヲ第一トスル帝位繼承ノ根本精神ニ反スルヲ以テ之カ制定ハ不可ナリトシ又適當ナル第二夫人ヲ迎フル時ハ必ス帝子ヲ得ヘキ自信ヲ有スルヲ以テ今日ヨリ帝子ナキ場合ノ對策ヲ規定スルノ必要ナク若シ萬一 皇帝老齡ニ達スルモ尙帝男子無キ場合或ハ萬一 皇帝突如崩御スルカ如キ場合ハ全然別個ノ問題トシテ軍司令官ニ依頼シ別途研究スレハ可ナル旨ヲ言明セラレアリ 又皇帝ハ帝族問題ニ關シテモ其ノ制定ノ時機ハ別ニ急ク必要ナク且其範圍ハ極メテ小範圍ト爲スヘキヲ將來ノ爲必要ナリト言明シ 皇帝ノ實父或ハ實弟又ハ其他ノ宗族ヲ帝族ト爲スコトハ帝族制定ノ根本精神ニ反スルモノナルコトヲ了解セラレ尙萬一老齡ニ達スルモ帝男子無キ場合後繼者ヲ決定スルニ當リ其後繼者ヲ帝族ニ列スルコトハ全然別個ノ問題ナルコトヲ了承セラレアリ 溥儀の了承を得た關東軍は、帝位繼承法第一条と第六条との間にある矛盾の顯現を回避し、「親族及舊臣共ノ策動」を阻止するための研究に着手した。そのなかで最重要視されたのは、「皇帝ニ帝男子無キ場合ノ處置」の具體的研究であつた。板垣の前掲電報によると、皇帝が老齡に達しても男子がない場合、または突如崩御した場合に備え、帝位繼承者を「豫メ 皇帝ト軍司令官トノ間ニ内定シ置クヲ可トスルヤ否ヤ」について研究を進めており、さらに、それを「皇帝養子ノ形式トナスカ或ハ天意（日本 天皇陛下ノ御意）ニヨリ現 皇帝ト全然別個ノモノトナ

スヤニツキ極秘裡ニ「研究中」というのであった。これに関連して「溥傑ヲ帝族ニ列スル件」についても、「將來萬止ムヲ得サル事情ノ發生シタル場合」は別に研究を要することがあるかもしれないが、「然ラサル場合ハ將來トモ帝族ニ列セス」とした。

以上から推測できるように、【史料②】の「覺書」は、満洲国に導入する「万世一系」思想と溥儀に男子がいな
いという現実との矛盾を埋めるために考案された。それは、あくまでも「萬止ムヲ得サル事情」に備えた緊急措置
を定めたものであり、帝位継承法に束縛されない超法規的処置ではない。関東軍も、満洲国の日中両国人官吏も、
同国に「万世一系」思想を導入して帝位の連続性を確保する点では、意見が一致した。しかし、上記の現実を前に
して、その思想を實現に移せるかどうかは、きわめて流動的だった。中国人官吏中の清朝遺臣は、この状況を利用
して同国伝統の宗法主義を採用し、満洲国を中国歴代王朝の系統に加えようとした。これに対し、血統主義をとり、
清朝と満洲国との断絶面を重んじる日本人側は、前掲の天命Ⅱ「天意」とする発想を応用し、将来の緊急事態に備
えた。彼らは、満洲国皇帝の連続性を、同国の団体的性質をめぐる政治集団間の対立のなかで、天皇の権威を利用
することにより保証しようとしたのである。ちなみに、関東軍は陸軍中央部の要請を受け、帝位継承法の前文に
「満洲國皇帝天命繼承ハ日本皇室ノ皇澤ニ據ル」との趣旨の文章を挿入し「日滿不可分關係ヲ明」らかにしようと
試みた⁽⁶⁸⁾。実際の継承法にも、その趣旨の文章が追加されている。

その後、一九三六年九月三日に開かれた第六回帝室大典委員会でも、帝位継承法第六条をめぐる日中両国人委員
間の溝は埋まらなかった。しかし、その席上、筑紫より、委員会設置後「二年間何一ツ纏メ上ゲタルモノナキハ面

目ナキコトナリ」との趣旨を溥儀に奏上したことが紹介されると、中国人委員側が譲歩し、第六条は幹事会案通りに可決された。ただし、第七回（同年一〇月七日開催）及び第八回委員会の議論を経て帝族の範囲をいかに定めるかについては合意が得られず、中国人委員側からも「帝族制度ノコトヲ研究スルマデ留保シ度キ意見」が出、帝族令の制定は見送られた。⁽⁶⁹⁾

なお、帝位継承法正式発布後も帝室大典委員会は設置され続けた。一九三八年四月一日には、委員会官制を変更して「幹事六名」を「幹事若干名」に改める旨の帝室令が出されている。⁽⁷⁰⁾しかし、その後、帝室関連問題について委員会で実質的討議がなされた形跡はなく、帝室大典も発布されなかつたようである。一九三九年一〇月には、日中戦争下において華北に居住する醇親王とその親族の取扱いをどうするかについて陸軍中央部から関東軍に対し照会の電報が打たれた。しかし、後者は「追テ本件ニ關シテハ滿洲國帝族ニ關スル法令ヲ以テ明定セラルル筈」であるが、「滿洲國政府及宮内府ハ表裏共ニ一切之ニ關與スヘキモノニアラス」と返答した。⁽⁷¹⁾さらに石丸が一九四二年に述べたところでも、立后・立妃に関する滿洲国の法令がその時点においても整備されていなかった。⁽⁷²⁾これらの例をみても、滿洲國帝室問題の検討が日中両国人それぞれの思想や伝統が衝突する場となり、容易に決着をみなかつたことが推測されよう。

おわりに

滿洲國皇帝の「政治的身体」は、帝位継承法の制定をもって形成の契機がつくられた。その制定前、滿洲国内で

は、皇帝の位置をめぐり二つの考え方があった。それは、日本を中心とする「皇道聯邦」の一画として同国を位置付け、皇帝ではなく天皇の名代である関東軍司令官を事実上の元首とみなそうとする関東軍「建国派」と、皇帝を中心に「満洲国人」の創出をめざす同国官吏との対立であった。しかし、前者の考えは後者に受容されず、皇帝の不可死性の表象である帝位の連続性が継承法で保証され、国家元首としての皇帝の位置が確保された。

しかし、初代皇帝の溥儀に男子がないという現実、右の連続性を空想の世界に押し止めかねなかった。この現実を利用して満洲国中国人官吏は、中国伝統の宗法主義を導入し、満洲国を歴代王朝の系統に加えようとした。しかし、溥儀を「第一世皇帝」として日本風の「万世一系」思想を導入し、清朝との断絶を強調しようとする関東軍や日本人官吏は、これに反対した。関東軍は、「皇道聯邦」構想のなかで展開した、中国の天命思想を日本の尊皇思想と結びつける解釈を帝位継承問題に応用し、継承者断絶の場合、天命に相当する天皇の意思により現実と觀念との矛盾を克服し、帝位の連続性を補おうとした。その結果、満洲国では、神に對置される天皇の恩寵を受けた皇帝が官吏や人民とともに「政治的身体」を形成するという觀念が生まれた。

ただし、満洲国では、帝位の連続性を確保する代償として帝位継承資格者の集団である帝族の範圍確定を見送った。「万世一系」思想導入のため、「皇弟」の溥傑でさえ帝族に加えなかったからである。近代日本においては、皇族が「天皇の藩屏」としてその權威を社会に浸透させる役割を果たした⁽⁷³⁾。これに照らせば、満洲国皇帝の權威を浸透させるうえで、帝族の欠如は不利に働いただろう。王の「政治的身体」を形成するためには、国家の構成員である国民との一体化が必要である。日本では、皇族がこの一体化を促進する担い手となったが、満洲国でこれに該當

する存在はいなかった。滿洲国皇帝の「政治的身体」を完成させるためには、なお課題が残されていたのである。滿洲国皇帝をめぐる以上の動きをみるかぎり、王は、王独力では王になれない。王の「政治的身体」の形成には「四肢」となる構成員の翼賛が必要だからである。王はまた、その翼賛を必要とするがゆえに、権力獲得と同時に王になれるわけではない。その「政治的身体」をめぐる観念は、現実との不一致を克服しつつ、徐々に形成される。さらに、帝位継承が皇帝の「政治的身体」形成の鍵となった点を見れば、その形成過程を経て国家の連続性を確保するためには、初代の王より二代の王の役割が重要となる。王の聖性の獲得が、国家を維持する際の大きな課題である。その聖性がなければ、国家は国家としての要件を満たさず、寄木細工のような脆い集団になろう。

【史料①】

帝位継承法

第一條 滿洲帝國帝位ハ康德皇帝ノ男系子孫タル男子永世之ヲ繼承ス

第二條 帝位ハ帝長子ニ傳フ

第三條 帝長子在ラザルトキハ帝長孫ニ傳フ帝長子及其ノ子孫皆在ラザルトキハ帝次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ列ス

第四條 帝子孫ノ帝位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス帝庶子孫ノ帝位ヲ繼承スルハ帝嫡子皆在ラザルトキニ限ル

第五條 帝子孫皆在ラザルトキハ帝兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 帝兄弟及其子孫皆在ラザルトキハ帝伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 帝伯叔父及其ノ子孫皆在ラザルトキハ最近親ノ者及其ノ子孫ニ傳フ

第八條 帝兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 帝嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ參議府ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序

ヲ換フルコトヲ得

第十條 帝位繼承ノ順位ハ總テ實系ニ依ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【史料②】

覺 書

康德皇帝ニ帝男子無キ場合ニ於ケル皇位ノ繼承ニ關シテハ關東軍司令官ノ同意ヲ得テ左ノ如ク之ヲ決定ス

一、康德皇帝ト帝后トノ間ニ帝男子無キコト確實トナリタル時ハ皇位繼承ハ一ニ天皇ノ勅慮ニ依リテ之ヲ決定ス

ルモノトス

一、康德皇帝ニ帝男子無キ場合帝位ノ繼承ヲ決定セル時ハ天皇ノ勅慮ニ依リ帝位ヲ繼承セシムル旨皇帝ヨリ之ヲ

宣スルモノトス

滿洲国「帝位繼承法」の研究 樋口

第九十五卷 一一三

一、歴代皇帝モ亦此規定ニ據ルモノトス

康徳四年二月十七日

滿洲國皇帝

溥儀

註

- (1) 「国王ニ体論」は、E・H・カントーロヴィチ著、小林公訳『王の二つの身体』上・下(ちくま学芸文庫版、二〇〇三年)を参照。
- (2) 「荒木貞夫関係文書」R三〇―一五三、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部蔵。
- (3) 滿洲國皇帝の役割を解明せんとする本稿が「国王ニ体論」を分析概念として利用する目的は、次の二点にある。第一に、筆者の最大の関心が、滿洲國そのものよりも、同國の事例を通じて國家形成に関する普遍的理解の一端を得る点にあること。この点を補足すれば、滿洲國皇帝に関する專論が少ないなかで、帝位繼承法制定過程を子細に考察するときに、「国王ニ体論」を糸口とせずとも、同國では、

國家形成の中核的要件の一つである帝位繼承問題について日本側の意思が十分に貫徹せず、そのことをもって同國の「傀儡性」の度合いを判断する材料となりえよう。しかし、それでは、本稿の最終目標である、國家形成をめぐる通時・通域的理解に到達することはできず、むしろ「国王ニ体論」を媒介にして別の時代や地域の國家形成との比較史的考察を試みるほうが、上記の目標に到達できると考える。第二に、國家の形成及び展開、とくにその連続性を考察するうえで、王個人の物理的權威よりも、國家の中心にあつて凝集力を發揮する王の觀念的權威に注目するほうが重要であり、王權の実態よりもそのイメージに着目する「国王ニ体論」を本稿でも利用すべきであると考えること。第二の点に関連していえば、従来の滿洲國史研究は、同國が短命に終わった結果、その興亡のうちの「亡」に力点をおいて

進められてきたが、同国皇帝に対するイメージを重要視する本稿は、同国の観念上、いいかえれば架空の連続性に注目している。

(4) John Hunter Boyle, *China and Japan at War 1935-1945: the Politics of Collaboration* (Stanford University Press, 1972), p.11.

(5) 満洲国は、その実存期間を通じて国籍法を制定しなかつたので、純粹な法的意味での「国民」が存在せず、成文法のなかでも自国民を表現する際に「人民」という文言を用いた。本稿も、満洲国「国民」と同じ意味で「人民」という言葉を使用する。ただし、本文では、文章の煩雑さを避けるため、かぎ括弧を省略している。

(6) 満洲国協和会に関する本稿の記述は、とくに註記しなにかぎり、満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』（満蒙同胞援護会、一九七〇年）二五七―二六九、五六三―五八一頁による。また、協和会に関する先行研究として、鈴木隆史「満洲国協和会史試論」(一)(二)〔季刊現代史〕第二、五号、一九七三(七四年)、平野健一郎「満洲国協和会の政治的展開」(日本政治学会編『年報 政治学』一九七二年度)がある。ただし、満洲国皇帝制度との関連性から協和会を論じた研究は、管見のかぎりで存在しない。

(7) 拙稿「満洲国皇帝制度の成立と皇帝即位儀礼」(『国史学』第二〇〇号、二〇一〇年)。

(8) 一九三七年三月一日『滿洲國政府公報』号外。なお、帝位継承法には前文があるが、あまりに長文であるため、省略する。前文の趣意については、本文中で言及している。

(9) 一九三六年二月一日「帝室大典委員會關係記録」、「昭和十二年 滿受大日記(密)」、防衛省防衛研究所図書館蔵(以下、防研と略記)。

(10) 一九三七年二月一七日「皇帝陛下ト植田軍司令官トノ會談要領」、「林出賢次郎關係文書」R四、外務省外交史料館蔵。この「覺書」には、「覺書」の細則的性格を有する、別添の「節略」がある。「覺書」と「節略」の原文は中国語であり、各二部作成され、一部を溥儀自身が、もう一部を関東軍司令官が保管した。【史料②】の文書は、在満日本大使館一等書記官兼滿洲国宮内府行走の林出が和訳して外務省に通報したものである。

(11) 「覺書」に関する従来の評価については、NHK取材班『日本の選択? 「満洲国」ラストエンペラー』(角川文庫、一九九五年)一九五頁―一九九頁、中田整二『満洲国皇帝の秘録』(幻戯書房、二〇〇五年)二六五―二七四頁、入江曜子『溥儀』(岩波新書、二〇〇六年)九九―一〇三

頁を参照。

- (12) 秦郁彦『日本陸海軍総合事典』(東京大学出版会、一九九一年)九四頁。
- (13) 社会教育協会編『我が國に於ける國家主義團體——國粹・皇道・日本國家・農本主義を標榜する主要團體の名稱及び綱領一般』(一九三五年)七頁。
- (14) 一九二四年七月、恢弘會「恢弘會の會員募集に就て」(『有終』第一一卷九号、一九二四年九月)。
- (15) 筑紫熊七『建國精神の歴史的觀察』(旧邦社出版部、一九二九年)二九頁。
- (16) 筑紫は、ロンドン海軍會議後の一九三〇年六月に恢弘會名義で発表された「國軍編制に政府の專斷を許さず」(『日本及日本人』第二〇三号、一九三〇年六月一五日発行)のなかで、副会長として名を連ねている。
- (17) 前掲註(15)『建國精神の歴史的觀察』二九—三六頁。筑紫熊七「御大典に際し世態を回顧して吾人の覺悟を述べ」(三)、『郷友雜誌(肥後)』第八卷一—二号、一九二八年一—二月。
- (18) 一九三三年一月、筑紫熊七「對滿政策刻下ノ緊急問題」、「真崎甚三郎關係文書」R四七—一六九三、国会図書館憲政資料室藏。
- (19) 北岡伸一「陸軍派閥対立(一九三一—三五)の再検討」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究』第一号、一九七九年)、清家基良「原初皇道派の形成」(『軍事史学』第二〇卷一—号、一九八四年)。
- (20) 宮村三郎『林銑十郎』(原書房、一九七二年)二四三—二四六頁。清家前掲註(19)論文。
- (21) 前掲註(2)「荒木貞夫關係文書」R三〇—一五一。
- (22) 前掲註(7)拙稿。
- (23) 中国歴史博物館編『鄭孝胥日記』(中華書局、一九九三年)第五冊、一九三二年八月二三日条。
- (24) 前掲「憲法制度調査準則私案並説明」。一九三三年一月二四日、筑紫熊七「卑見 建國第二年ニ直面シテ」、前掲註(2)「荒木貞夫關係文書」R三〇—一五二。一九三四年一月下旬、筑紫熊七述『滿洲國肇興ノ天意』。
- (25) 筑紫熊七『日滿兩國の特殊關係に就て』(滿洲国総務庁情報処、一九三五年)一頁。
- (26) 一九三五年六月一日、宇垣一成宛南書翰、宇垣一成文書研究会編『宇垣一成關係文書』(芙蓉書房出版、一九九五年)四三—二頁。
- (27) 一九三三年六月一八日、片倉宛石原書翰、「片倉衷關係文書」九—四、憲政資料室藏。
- (28) 正木直彦『十三松堂日記』(中央公論美術出版、一九

六六年）第三卷、一九三四年九月二四日条。一九三四年一月八日、阪谷芳郎宛阪谷希一書翰、「阪谷芳郎関係文書」二四三—一四、憲政資料室蔵。

(29) 神尾式春『まぼろしの満洲国』（日中出版、一九八三年）三二—三三頁。

(30) 一九三五年三月三二日、片倉宛阪谷希一書翰、前掲註

(27)「片倉衷関係文書」七二—七三。

(31) 一九三二年二月二一日、本庄宛片倉書翰控、同右、一九二。

(32) 一九三五年四月二日、西尾発陸軍次官橋本虎之助宛関参満五四一号、「昭和十年 満受大日記（密） 其四」、防研。

(33) 稲葉正夫・小林龍夫・島田俊彦編『現代史資料（11）続・満洲事変』（みすず書房、一九六五年）九〇七頁。

(34) 同右、九〇八—九一頁。

(35) 前掲註（30）の片倉宛阪谷書翰。阪谷は当時、満洲国総務庁次長兼協和会事務局次長。

(36) 一九三六年九月一五日、古市春彦「協和會ニ就テノ覺書」、「石原莞爾関係文書」R六—一〇〇、憲政資料室蔵。

(37) 一九三六年二月三二日、片倉宛辻書翰、前掲註（27）「片倉衷文書」一〇六—六。

(38) 大達茂雄伝記刊行会編『大達茂雄』（一九五六年）一二六—一二九頁。

(39) 角田順編『石原莞爾資料 国防論策篇』（原書房、一九九四年新装版）一〇七頁。

(40) 片倉は一九三七年三月二二日、日滿中央協会主催の座談会において、満洲国建国の意義を「民族國家の結成」とし、「それを擴張して申したならば東洋に於きまする民族問題の解決」と補足したうえ、さらに次のように続けている。「満洲の地に古來國を成した長い歴史を考へて見ますると、朝鮮民族であれ、漢民族であれ、スラブであれ、或は蒙古族であれ、各々其の満洲周邊に居りまするものものは一度茲に都會若くは國を成して居ります。唯今日まで滿蒙に於きまして其の偉大なる國力を發揮して此の在住民を率いる形を取つて居らないものは全く東方に居りまする日本及日本民族だけであると云ふ風に斷言しても差支えないのではないか、換言すれば五千年來若くは日本三千年來の歴史の結晶としまして、更に帝國は明治、大正、昭和三大の歴朝の御威徳に依りまして、所謂皇道を發して滿蒙に於きまして五族協和の國を捏上げて、茲に我が大和民族は所謂皇道主義を以て四海に遍く照す所の必要を先づ滿蒙の坩堝に於て試金石として示す、斯ふ云ふやうな形に立至つて

居る」(日滿中央協会編『滿洲國經濟事情並に滿洲帝國協和會に關する懇談會記事要録』一五一—一六頁)。

(41) 一九三四年八月二日、阪谷宛片倉書翰控、前掲註(27)

「片倉衷関係文書」一九六。

(42) 「滿洲國々政刷新ニ關スル緊急綱目」所収、「石丸志都磨文書」四八、憲政資料室蔵。このほか、筑紫も「滿洲に於ける協和會イデオロギーは一貫性はなきものと見る。時代に應じて變化せねばならぬであらう。即ち建國初期に於ては五族協和は施政の根本とならねばならぬが何日迄も五族でもあるまい。滿洲帝國としては其の國民に一種の國民性を要求するであらう。何日までも國際都市たる觀を呈せしめてはならぬ」と述べ、民族協和主義における協調から融合への可変性を主張している(筑紫熊七述「東亞新秩序建設に伴ふ支那再建の指導精神」、東亜研究所編『東亞新秩序建設に伴ふ支那再建の指導精神』(一九三九年)一三九—一四一頁)。また、総務庁參事官毛利富一も、滿日兩國の關係は「印度ノ英國ニ於ケルガ如キモノテアツテハナラス。寧ロカナダ、濠洲等白人主義英領ドミニオンノ英本國ニ對スルガ如キ關係ニ於テ尙一層緊密性ヲ要請セラルベキモノ」であると論じ、日本の滿洲國に對する指導性を否定したうえ、「民族協和ハ滿洲國發展ノ過程的段階」にす

ぎず、「五族ハ究境ニ於テハ一民族トシテ渾成化育サレナケレバナラナイ」と述べている(一九三九年一〇月五日、毛利「日滿兩國一體不可分關係ノ定立方策」、前掲註(18)「真崎甚三郎関係文書」R六七—三三七)。

(43) 前掲註(41)の阪谷宛片倉書翰控。

(44) 前掲『滿洲國史 総論』二二二—二三三、四二〇頁。

(45) 一九三四年四月二五日、西尾登陸軍次官柳川平助宛關參滿第六五〇号、「自昭和九年六月七日至六月八日 陸滿密綴 第十號」、防研。

(46) 滿洲國の中國人官吏には、「帝政派」とよばれる清朝遺臣と「土着派」とよばれる東北地方出身の政治家・官僚がいる。前者は、滿洲事變勃發後溥儀に従つて來滿したものが多く、「南支派」と別称される。他方、後者は、事變勃發前の東三省政權時代から東北地方の政官界で活躍していた。このため、前者の政治的勢力の大小が、帝政導入や帝位繼承法制定等を通じての皇帝權力確立と密接に關連するのに対し、事變前から東北地方に政治・經濟的地盤を有する後者のそれは、同國政府内での地位の有無や強弱に左右されなかつた。したがつて、本稿でも、帝位繼承法制定をめぐる中國人官吏の動向を考察するにあたり、清朝遺臣に焦点をあてている。ちなみに、帝室大典委員會委員となつ

た中国人官吏のうち、委員長の沈瑞麟、胡嗣瑗、林槩は「帝政派」に属する。さらに第二代委員長の熙洽は、奉天省出身であるものの、生家が清朝正藍旗人の家柄であるため、「帝政派」との関係が深かった。また張燕卿は熙洽に見出されて満洲国成立後に実業部総長となった（日本図書センター編『中国人名資料事典7 満州国名士録』（一九九九年）一六頁）。こうした人面をみても、委員会内部における「帝政派」の発言力が大きかったことが推察できる。なお、「帝政派」や「土着派」など満洲国内の政治的派閥の種類や定義については、前掲註（7）拙稿を参照されたい。

(47) 一九三四年五月二二日、柳川発西尾宛陸滿第四六三号、同右。

(48) 一九三四年一二月三日、西尾発橋本宛関参滿第三九二号、「昭和十年 滿受大日記（普） 其四」二分冊中の一（以下、「日記（普）」と略記）、防研。

(49) 一九三五年一月九日「帝室大典委員會名簿」、同右。前掲註（9）「帝室大典委員會關係記録」。

(50) 一九三四年一二月一四日、橋本発西尾宛陸滿第九三四号、「日記（普）」。一二月一九日、橋本発西尾宛陸滿第九五〇号、同右。

(51) 前掲註（9）「帝室大典委員會關係記録」。

(52) 前掲註（23）「鄭孝胥日記」第五冊、一九三四年一月一〇日条。

(53) 一九三五年一月一三日「軍司令官々邸大応室ノ奥ニテ 鄭国務總理大臣ト南大使トノ會談」、前掲「林出賢次郎関係文書」R二。

(54) 鄭のいう入江案とは、東京大学社会科学研究所蔵「入江貫一関係文書」（R五）に残存する一九三四年九月二三日付「帝室大典草案 初稿」と思われる。これは、同案に付随するメモに「極秘 三〇部 四部高木渡 十部全」とあることから、入江が満洲国尚書府秘書官長高木三郎らと協力して作成したものと推測される。全一〇章・八七条からなり、各条文の上部に「典1」「皇會5」「王公34」などの註記があることから、日本の皇室典範・皇族會議令・王公家規範等の皇室関連法令から満洲国帝室のあり方に必要になると考えられた条文を寄せ集めて作成したものと考えられる。したがって、入江案も、本文で紹介した鄭・沈合「同案や筑紫案と同様、帝室関連事項全般を網羅する法案であった。なお、国務院案については、管見のかぎり、史料的に不明である。

(55) 筑紫熊七「満洲国憲法制定ニ就テ」所収、早稲田大学

中央図書館蔵。

(56) 同右所収。

(57) 一九三三年八月上旬、筑紫熊七「滿洲國憲法私案第一稿説明」、同右所収。

(58) 前掲註(9)「帝室大典委員會關係記録」。

(59) 同右。

(60) 一九三五年三月一六日、西尾発橋本宛関参滿第四五〇号、「日記(普)」。

(61) 前掲註(9)「帝室大典委員會關係記録」。

(62) 第四回帝室大典委員会における沈瑞麟の発言、同右。

(63) 寺田范三「昭穆」(『東洋學研究』第一〇号、一九四一年)。

(64) 前掲註(9)「帝室大典委員會關係記録」。

(65) 第四回帝室大典委員会における筑紫熊七の発言、同右。

(66) 同右。

(67) 一九三六年八月二〇日、板垣発梅津宛関参滿第三一九号、「自昭和十一年九月十六日至同十一月十三日 陸滿密

綴 第十一號」、防研。

(68) 一九三六年一月九日、板垣発梅津宛陸滿密第五一一号、「昭和十二年 滿受大日記 第二十三冊の内其の六」、同右。

(69) 前掲註(9)「帝室大典委員會關係記録」。

(70) 『滿洲國政府公報』第一一九五号。

(71) 一九三九年一月二七日、関東軍参謀長飯村穰發陸軍次官阿南惟幾宛関参滿發第三七五八号、「昭和十四年 滿受大日記 第十四号」、防研。

(72) 一九四二年七月一五日「滿洲事變 石丸中將 建國當時回顧録」、防研。

(73) 高久嶺之介「近代皇族の權威集團化過程」(一)(二)

(『社会科学』第二七、二八号、一九八一年)、坂本悠一「皇族軍人の誕生」(岩井忠熊編『近代日本社会と天皇』柏書房、一九八八年)。

(國學院大學文学部教授)